

小津博司検事総長による長崎地検の視察結果（概要）

刑事政策専門委員会

1 日 程

平成24年12月4日（火）及び5日（水）

2 視察先

- (1) 長崎地検（本庁及び大村支部）
- (2) 社会福祉法人南高愛隣会（長崎県雲仙市瑞穂町）

3 視察結果

(1) 長崎地検

ア 検事総長訓示（要旨）

「10年以上前に佐賀地検で勤務したことがあり、その当時に度々長崎県を訪れた。本日の往路、飛行機から有明海や島原半島が見え、大変に懐かしく感じた。

その当時から今日に至るまで、検察にはいろいろなことがあったが、皆さん一人一人の仕事に影響することとして、一つは裁判員制度の導入に代表される司法制度改革であり、新たな証拠開示制度なども皆さんの仕事に大きな影響を与えているのではないかと思います。

もう一つは、2年前の大阪での問題に端を発した検察改革であり、取調べの録音・録画をライブでできるだけ多くやろうという方向に大きく舵を切ったことから、検察官も捜査部門の検察事務官も、その辺りの仕事のやり方が大きく変わってきたことと思う。また、そうした具体的な仕事のやり方の変化ではないが、「検察の理念」を作り、これに基づいて日々の仕事をやっていくことになった。これは録音・録画を多くやるというほどははっきりした話ではないので、職員一人一人が、何をどうしたらいいのかということのをあれこれ考えながら試行錯誤したり、あるいは、普通に仕事をしていく中で、そういった「検察の理念」にこういうことが書いてあった、と思い出したりして、息長く仕事をしていく上での指針として活用していくことだと思う。「検察の理念」には、検察庁で長く仕事をしているいろいろな難しい事件で苦勞された方が見ると、今までならこういう言い方はしなかったという表現も幾つか入っているわけだが、なぜあえてそういう表現になっているのかということも含めて、これから先も皆さんで考えながら、仕事をしていく上で使っていただきたいと思います。

長崎地検特有のこととしては、知的障害者について、従来以上に社会復帰

のことを考えて捜査，事件処理，公判での対応などを行うということを，全国に先駆けて行っている。これは南高愛隣会という社会福祉分野での受皿があるからこそできているという面があるわけだが，この分野については，検察全体として，これから大いに取り組んでいこうとしている。それには幾つかの理由があるが，法務省全体としては，１０年ほど前から，刑務所の過剰収容や保護観察中の者による重大事件を契機として，より社会復帰に目を向けなければいけないということで，あれこれ努力をしてきており，その中で，法務省でないセクション，特に就労支援の分野など社会福祉の世界に繋いでいくということが徐々に見えてきた。そういう流れの中，法制審議会で議論がなされ，その一つの成果として，刑の一部執行猶予制度を創設することになった。この法律は，選挙後に国会が動いたら，間違いなく成立する法律である。これまでの発想を大きく変えなければならない制度であり，検察もこれまでの発想から大いに飛躍をして，目の前にいる人の社会復帰を前面に押し出した，あるいは中心に据えた検察活動をしていくことになるのかなと思う。他方で，社会福祉に従事する方々の一部が，自分たちが対処しなければならない対象者がこれほど多く刑務所に入っていたのかというところから，非常に熱心にこの方面に目を向け始めている。さらに，検察改革に結びつけて言うところ，これまでは，とにかく悪いことをしたのだからできるだけ重く処罰するのがいいことだという発想が得てしてあったわけだが，そうではないということも「検察の理念」に書いてあり，そういう発想や意識を改めていこうということも付け加わっている。そうしたいろいろなことが重なり，今，検察全体としてこれに取り組もうとしているわけである。その中で「長崎」という二文字がキーワードになっており，おそらく皆さん，検察事務官でもどこかに出張で行くと，「ああ，あれをやっている長崎ですか。」と段々と言われるようになってきている。この方面のことは直接に関与している方もいれば，まだ直接には関与していない方もいるかもしれないが，いろいろな意味で長崎地検が先陣を切って取り組んでいるので，できるだけ情報を共有して，できるだけたくさんの方がこういう新しい動きに関与していただくと，更に元気が出る，他の分野でも大いに更なる成果が上がるような検察庁になるのではないかと考えている。

そのような気持ちで見ているので，是非皆さんも引き続き元気で活躍いただければ有り難い。」

イ 刑事政策的な配慮に基づく取組等

管内情勢報告及び座談会において，刑事政策的な配慮に基づく取組等について，以下のとおり説明があった。

(ア) 助言・立会

知的障害者又はその可能性のある被疑者に係る事件について，福祉関係者

から選任した助言・立会人に、取調べDVDを視聴してもらい、あるいは取調べに立ち会ってもらった上で、取調べに関する助言を受ける助言・立会人制度を平成24年2月から試行している。助言・立会人は、作業療法士の資格を持つ大学の准教授や特別支援学校の教員等からなり、現在のところ9名が登録している。これまでに立会及び助言を1回、助言のみを9回実施した。

(イ) 知的障害者の再犯防止に関する取組

知的障害者による犯罪行為につき、被疑者・被告人の再犯防止や更生を図ることをも考慮した刑事処分を行う目的で、長崎県地域生活定着支援センターを通じて、その社会内における受入れ施設や同施設における更生計画を示してもらった上で、弾力的な処分を行うなどしており、平成24年1月及び2月、起訴猶予とした事例と保護観察付き執行猶予を求める求刑を行った事例があった。

これに関して、同年6月、上記地域生活定着支援センターが、知的障害者又はその疑いのある被疑者・被告人について、その更生可能性、受入れ施設や更生計画について検討・審査する「障がい者審査委員会」を立ち上げており、処分等の際に同委員会の審査結果を参考にしている。

これまでに同委員会の審査を経た事件は5件あり、2件については起訴猶予とし、1件については保護観察付き執行猶予を求める求刑を行い、2件については公判係属中である。

なお、障がい者審査委員会による更生計画においては、社会福祉法人南高愛隣会が受入先となるところ、同会からは、執行猶予付き判決を経て受け入れる者については、更生計画に従わせるための枠組みがあることが望ましく、保護観察を付けてもらいたいとの希望が寄せられている。

(ウ) 保護観察官による専門的処遇プログラムの活用に向けた取組

保護観察官による専門的処遇プログラム制度（更生保護法第51条第2項第4号）につき、三席検事において、保護観察所から情報収集し、被告人の再犯防止に向けて同プログラムを活用するため、検察官で勉強会を実施した。本年度から各地検において新任保護観察官の研修を受け入れるようになったことを契機として、長崎地検では、若手の保護観察官の研修を受け入れており、そこで相互理解を深めたことが功を奏して、情報収集が非常に円滑に行われている。

そして、保護観察官による専門的処遇プログラムに適した事件につき、同プログラムを受けることを特別遵守事項とする保護観察付き執行猶予を求刑するという取組を行っている。

(2) 社会福祉法人南高愛隣会

ア 概要

昭和52年に設立された社会福祉法人であり、関連団体等を含め「コロニー

雲仙」と総称している。知的障害者をはじめとして福祉的支援を必要とする者への支援に取り組んでおり、以下の六つのサービスメニューを掲げている。

○ 日中支援

一般企業を活用して職業訓練を行い、一般雇用を目指すほか、能力に応じた「働く場」としての就労継続支援事業も行っている。自立訓練（生活訓練）と就労移行支援を行うため、「わーく・うんぜん」等の事業所を運営し、就労継続支援事業として「コロニーエンタープライズ」（そうめん等の製造）、「味彩花」（給食センター・配食サービス）、「ブルースカイ」（同）、「瑞宝太鼓」等を運営している。また、関連団体として、知的障害者の職業訓練校である「第三セクター職業訓練法人長崎能力開発センター」がある。

さらに、重度・重複障害のために働くことが困難な者に対しては、生活介護を行うとともに、毎日を楽しみながら活動するため、乗馬療法やデイサービス等を提供している。

○ 生活支援

グループホーム・ケアホームによって地域での生活を支える。また、地域での自立した生活に向けて、「雲仙・ふたば」等の寮における宿泊型自立訓練による生活訓練を行っている。

○ 相談支援

仕事や生活に関する悩みや相談を受け付け、関連機関とともに解決を図るため、障害者相談支援事業所や長崎障害者就業・生活支援センターを運営している。

○ 居宅支援等（高齢者・障害者の介護事業）

○ 医療支援（訪問看護等）

○ 罪を犯した障害者・高齢者への支援

高齢や障害等の理由で福祉的支援が必要な矯正施設退所者等に対し、地域生活に適応させるための福祉的支援を行うため、「長崎県地域生活定着支援センター」（現在はNPO法人が運営）、「熊本県地域生活定着支援センター」を設置した。また、更生保護施設「雲仙・虹」や複数の自立準備ホームを運営し、自立訓練（生活訓練）のため「トレーニングセンターあいりん」を運営している。

イ 視察内容

コロニーエンタープライズ、味彩花、第三セクター職業訓練法人長崎能力開発センター、グループホーム・ケアホーム群、更生保護施設「雲仙・虹」、トレーニングセンターあいりん等の施設を見学した。

なお、視察に際して、長崎新聞から取材を受けた。